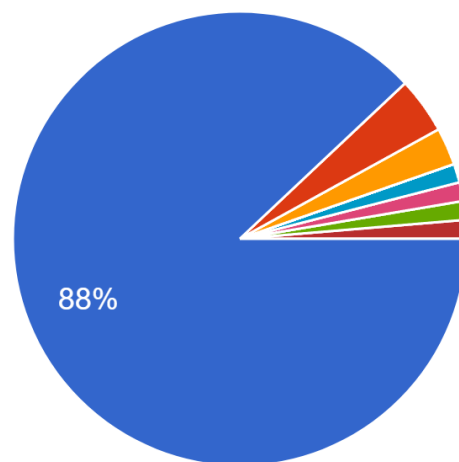


第2回「面会通信制限」実態調査報告書より 調査結果
調査へ75名の回答があった。
以下、調査結果はグラフと解説で記載する。

質問1

一時保護があったとき、あなたの立場は次のうちどれですか？

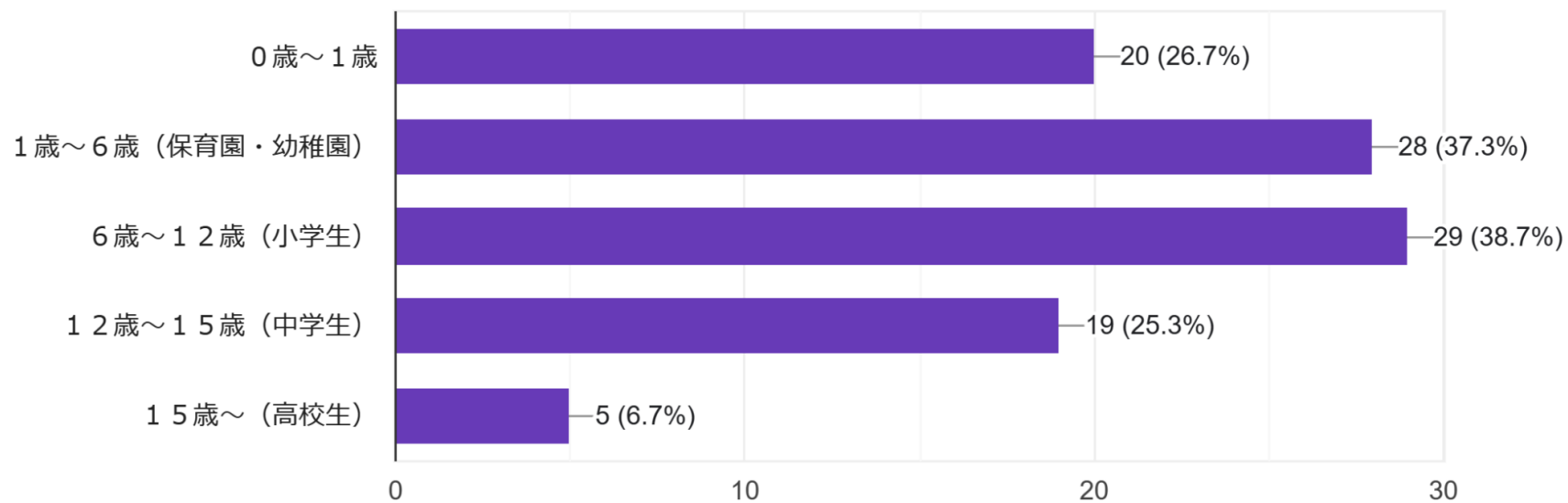
75件の回答



- 保護者（親権者）
- 保護者（非親権者）
- 里親
- 保護された児童
- 保護されなかった児童（きょうだいも保護されたなど）
- 保護された児童の祖母
- 伯母
- 保護者の親戚
- 監護者

一時保護があったとき、児童の年齢

75件の回答



非親権者とは未婚の家族、離婚をした家族を含む保護者。

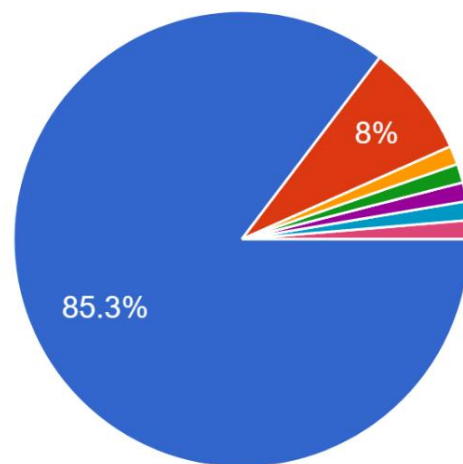
9割近くが保護者との家庭養育で育った子どもの一時保護。

15歳以上の一時保護は1割に満たない。子どもが十分に親との関わりが家庭養育で必要な時期の一時保護が多い様子。

質問2

一時保護があったとき、児童相談所へ親子面会等を申し出たことはありますか

75件の回答



- はい
- いいえ
- 面会という方法ではなかったような？
- 伯母のため申し込んでない
- 申し出る前に、一方的に会えませんの一点張りでした。
- 監護者であって親権者ではないので
- 面会したい気持ちのみ伝えました。

詳しい状況をお知らせください(自由記述)

5件の回答

- ・(帰して)通所指導にしてください、無事になっているか見せて欲しい、手紙を渡して欲しいと伝えました
- ・保護された子の両親は何度も面会を求めていた。
- ・突然親戚の子供が児童相談所につれてかれたときき、その理由を聞きに行った。

・親権者じゃないので話し合いにも呼ばれずでした。

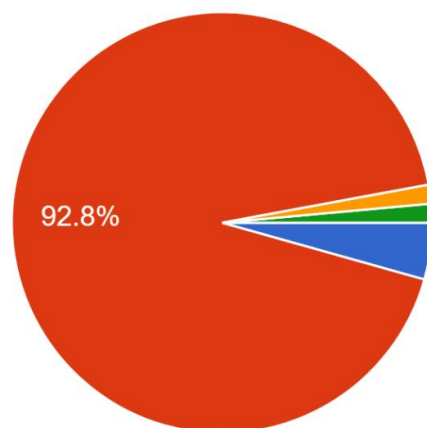
・面会時に担当職員の持つ専門知識(児童福祉・心理学・法律・医学...全てにおいて)が浅い印象を受けました。中身がなくマニュアル通りにしか動くことの出来ない人間を相手にするときは、そういう人間である担当職員のご機嫌をとることが必要だと考えました。実務がしやすい状況を作り出すことが、一時保護解除への最短ルートと判断し、子どもに会いたい気持ちがあることは伝えましたが、それ自体が叶うかどうかは親ではなく子どもが判断することである事を伝えました。担当職員との関係が悪くなれば、子どもに会える機会を奪われるので、それを避けることを第一優先にしました。児相と保護者が対等な関係ではなく保護者がへりくだることで児相の立場を持ち上げ、業務遂行しやすい状況作りつつも、こちらが誘導するような形を取りつづけました。

いいえの回答は親子面会を申し出ることが指導に従わない親と捉えられ、児童相談所との関係に不利益につながることを恐れ、申し出が出来なかったケースを含む。

質問3

あなたが望んだように面会が執り行われましたか

69 件の回答



- はい
- いいえ
- 退所が内定してから面会
- 一時保護解除後に面会許可が出たが、9か月も掛かった。

詳しい状況をお知らせください(自由記述)

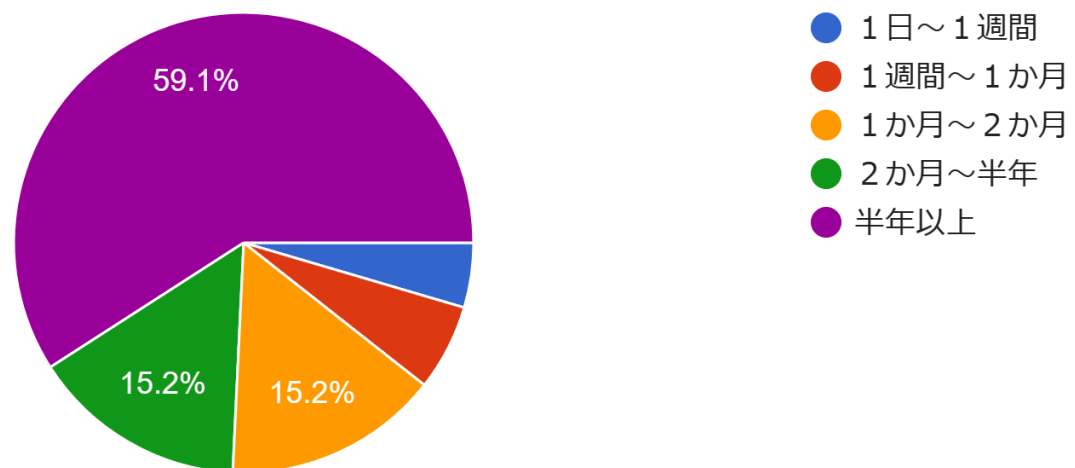
5 件の回答

- ・向こうがやりたい知能検査を2種類終えたら面会に進みました(虐待を疑われた親への指導は0)
- ・一方的に見相が決めて一度だけ面会しました。ただ、問題は面会以外のところに大きい違法行為があったことが後から判明しました。
- ・子供に会えるまで3ヶ月かかり、10分しか面談は認められず。会えるまで本当に大変で生き地獄だった。
- ・親権者と同席し、度重なる面会をお願いをしたが、ききいれてもらえなかった
- ・入院中で、面会希望しましたが一時保護解除されるまで会えないと言われました。翌日には解除されたのですぐ会えました。

質問3でいいえを選んだ方

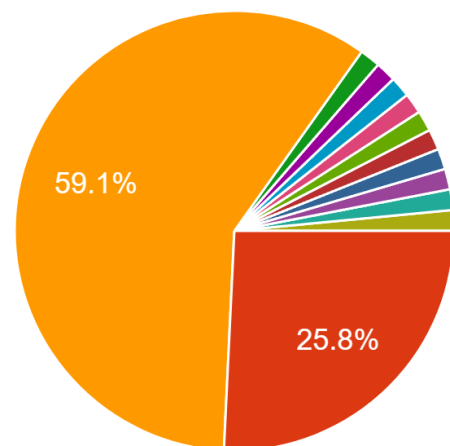
実態として面会制限を受けていたと感じた期間（累計）をお知らせください。

66 件の回答



手紙やプレゼントなどで交流はできましたか

66 件の回答



- 十分に出来ていた
- 十分ではないができた
- 全くできなかった
- 面会が決まってから手紙を読ませたよ...
- 学習道具だけ渡すことができた
- 子供の写真を数回程度送られてきた。...
- 隠された (渡されない、失くされた) ...
- 手紙のみ。渡しているかもわからず。...

▲ 1/2 ▼

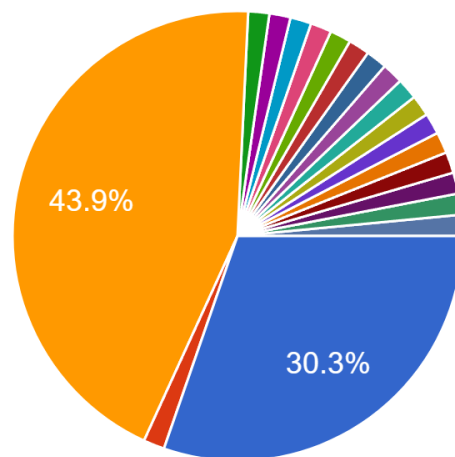
グラフに入りきらないため、記載

- ・十分に出来ていた
- ・十分ではないができた
- ・全くできなかった
- ・面会が決まってから手紙を読ませたようです。
- ・学習道具だけ渡すことができた
- ・子供の写真を数回程度送られてきた。今後はランドセルと衣類も買って渡すことの許可をいただいている。
- ・隠された (渡されない、失くされた) と家族によって別の対応

- ・手紙のみ。渡しているかもわからず。知的障害があるので本人はわからない
- ・担当が変わると拒否するようになり出来なくなった
- ・児相を間に挟む形だった為、交流はできなかった。
- ・3人保護されて全員と交流はさせてもらえなかった。
- ・コロナで閉校中だったので、学校から渡された学習用プリントを渡しましたが、他の子と違う事をするとうめられたりするとかで返却されました。
- ・乳児でした

児相との話し合いの場合、第三者への相談し立ち会いの依頼はできましたか。

66件の回答



- 弁護士に相談できた
- 市区町村役所に相談できた
- 相談しなかった、できなかった
- 近所の人と親族の同席が出来た
- 最終的にこちらで弁護士を用意したが...
- 相談は出来たが立ち会いは児相が拒否...
- 支援級の先生の同行依頼は許可されま...
- 相談したができなかった

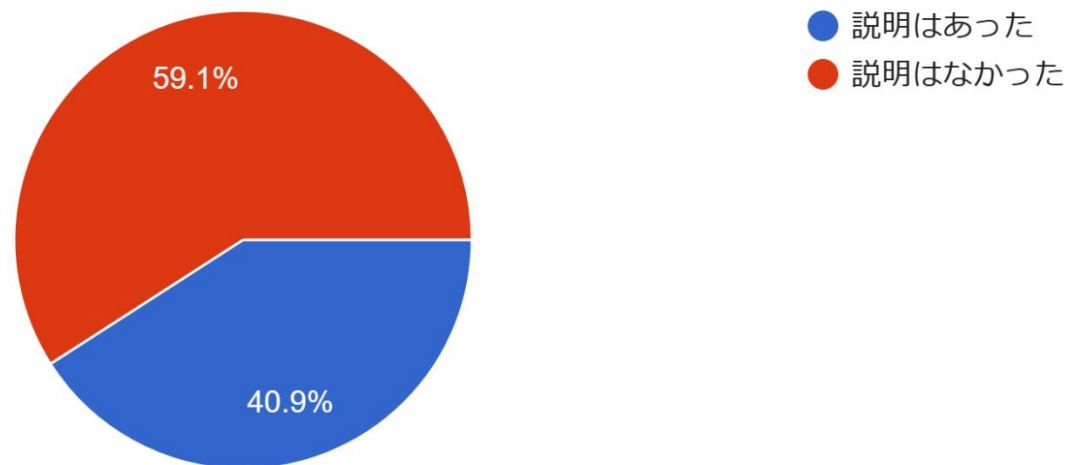
▲ 1/3 ▼

グラフに入りきらないため、記載

- ・弁護士に相談できた
- ・市区町村役所に相談できた
- ・相談しなかった、できなかった
- ・近所の人と親族の同席が出来た
- ・最終的にこちらで弁護士を用意したが、児相の担当者はできないと言って、弁護士が入ることを拒み、騙されていた。
- ・相談は出来たが立ち会いは児相が拒否した
- ・支援級の先生の同行依頼は許可されました
- ・相談したができなかった
- ・保護理由が面会の度に違うので10か月の時信頼できる民生委員の同席を申し出た
- ・要請し続けるも、ただ「無理です」のみ。
- ・弁護士、支援者、都道府県、国と相談した
- ・区議会議員弁護士に最終的に相談できましたが、市からは児相のことは一切相談にのれないと言われました。
- ・弁護士の同席を拒否された
- ・児相との話し合いさえ拒否された
- ・弁護士と、他市区町村の職員
- ・第三者の立ち合い求めたが、認められなかった
- ・地元の県会議員に相談した
- ・市議員に相談しました

面会を許可されなかったとき、児童相談所から説明はありましたか

66 件の回答



面会を許可されなかったときの児相からの説明

児童相談所から受けた説明の内容をお書きください(自由記述)

27 件の回答

- まだ安全が確認できないためと言われた。
- 虐待の疑いがあった為子供の精神的な影響があった為

- 一時保護中は面会出来ないが施設入所に同意すれば面会出来る。同意しなければ裁判になる。裁判は最低でも半年は掛かり、その間は居場所も教えられないし面会も出来ないと説明を受けた
- 家に帰りたい気持ちで、事実と異なる話をする可能性があるから、一切遮断してから、聞き取りをされると言われた。
- 子供が混乱するから
- 調査が終わっていないためとだけ言われた
- 会うとその後、より帰りたい！と泣いて可哀想だから(職員が困るから)(体の状態が悪く見せられない)というニュアンス。
- 病院の検査結果待ちなので。心理士による経過観察中なので。誰にも会わせる事は出来ません。娘は生きていますか？生きてます。確認したい。私達を信じてもらうしかないです。面会はできません。
- 虐待の調査中との事でした。
- 28条審判中の為面会出来ません。
- (親権者)さん、疲れてるから、少し時間置いてから会いましょう。
- 一時保護中は面会出来ない
- 児童相談所から子供が一時保護された直後から、親権者である私や家族は子供と面会させて欲しいと強く希望しました。しかし、「家に帰すことが決まるまで面会させられない。」と説明されました。面談の度に会わせて欲しいと要望を出しましたが、いつも同じ返答で、「面会は家庭復帰が決まってからする事になっている。」と言われました。面会を重ねている間に弁護士に相談する機会があり、弁護士から面会制限は「行政指導」と「行政処分」の2種類あるが私達家族に対しては「行政指導」として行われており本来強制力がなく、任意の同意の元成り立っていると聞きました。そこで明確に面会希望を申し出るために「指導による面会禁止には同意しておらず面会を希望する旨」を書面にして児童相談所に提出しました。行政指導で面会を禁止するのは、法律を超えて権力を行使しているのではないかと児童相談所職員に強く訴えました。ところが、児童相談所職員は面会について「行政指導」「行政処分」の違いを理解しておらず、『面会は家庭復帰が決まってからさせる、それ以前は一切面会させない』というのがその児童相談所の通例であるのでそれに従って面会禁止にしていたようでした。その後も強く面会希望を訴え続けましたが、そうしているうちに娘の家庭復帰が決まり面会出来る事となりました。私達の面会希望が通ったのではなく、児童相談所の望む状況になったので面会出来ただけでした。この児童相談所の対応は違法ではないかと感じております。
- 親権者と会わせる必要性がない 虐待したと認めない限り、面会させる事はできない
- 一時保護解除や子どもを家に帰せる状況にならないと面会はできませんと言われました。
- 親の反省が見られないので会わせられない(28条審判した最初の1年)・お子さんが会うのが怖いと言っている(次の1年)

- コロナのため会えないと言われた
- 子どもが拒否している
- 子供が会うのを不安がっている
- 面会は施設入所してからでないと、していない。出来ない。他の一時保護の子も誰一人面会させていない。そういう決まりだと言われました。
- 許可が遅くなって申し訳ありません。一時保護解除後に面会できるようにします。
- まだ調査中。安全性を確認しないと等の説明
- 最初は証言等に影響を与えないように、そのあとは今後の方針がきまるまで、方針がはっきりしないと子供が変に期待をしたり、不安になったりするからとの説明だった記憶です。
- 医者から手術が必要だと一方的に言われ、不信感を持ち拒否したところ一時保護扱いとなりました。手術をしなければ解除はできないと言われました。一時保護が継続された時にどうなるかは説明されませんでした。
- 「これは面会制限ではない。監護に必要な措置である。よって事実上面会できないのは結果であり、児福法 33 条の2に基づく、監護に必要な措置をとっているに過ぎないから違法ではない」
- 会うのはまだ早い 会ってしまうと、こちらでしてるケアが出来なくなる可能性がある
- 私の場合は子どもへの虐待を疑われての一時保護、委託措置解除ということでしたので面会はそもそも不可だということでした。

質問4

担当した児童相談所県別（必須ではありません） 計 58 カ所

千葉県【14 カ所】、東京都【15カ所】、大阪府【7カ所】、神奈川県【4カ所】、愛知県【2カ所】、京都府【2カ所】、兵庫県【2カ所】、熊本県【2カ所】

富山県【1カ所】、新潟県【1カ所】、高知県【1カ所】、茨城県【1カ所】、都道府県不明【2カ所】

個人名は省略して記載した。

一部の地域ではなく全国での状況がアンケート調査で確認された。

担当した児童相談所名一覧

※児童相談所名は回答者記載のまま掲載したため、正式名称でない場合もあります。									
【東京都】 15	【千葉県】 14	【大阪府】 7	【愛知県】 2	【富山県】 1					
江戸川区児童相談所	東上総児童相談所	岸和田市こども家庭センター	名古屋中央児童相談所	富山児相					
小平児童相談所	東上総児童相談所	大阪	愛知県一宮児童相談所						
小平児童相談所	君津児童相談所	大阪こども相談センター						【新潟県】 1	
小平児童相談所	市川児童相談所	大阪市子ども相談センター	【京都府】 2	新潟県新発田児童相談所					
小平児童相談所	市川児童相談所	大阪府吹田子ども家庭センター	宇治児童相談所						
足立区、葛飾区	市川児童相談所	大阪府中央子ども家庭センター	宇治児童相談所	【茨城県】 1					
足立児童相談所	市川児童相談所	大阪府中央子ども家庭センター		茨城県土浦児童相談所					
東京都児童相談センター	千葉県中央児童相談所		【兵庫県】 2						
東京都児童相談所	千葉県中央児童相談所	【神奈川県】 5	尼崎子供家庭センター	【高知県】 1					
東京都多摩児童相談所	千葉県中央児童相談所	横浜市北部児童相談所	兵庫県西宮児相	高知中央児童相談所					
東京都北児童相談所	千葉県中央児童相談所	横浜市北部児童相談所							
八王子児童相談所	千葉県中央児童相談所	鎌倉三浦地域児童相談所	【熊本県】 2	【都道府県不明】 2					
板橋児童相談所	柏児童相談所	鎌倉三浦地域児童相談所	熊本県中央児童相談所	東部児相					
品川児童相談所	千葉市西部児童相談所	相模原市淵野辺児童相談所	あいぱる熊本	中央					
立川児童相談所									
		【埼玉県】 3							
		さいたま市児童相談所							
		埼玉県中央児童相談所							
		埼玉県川越児童相談所							

質問5

その他、一時保護中の面会に関することで意見があればお寄せください(自由記述)

64 件の回答

■言葉も話せない子どもが自ら面会を希望できるか、ママ、パパと呼ばせ合わせるべきではなかったか。面会は親子のみの場とはならず、死に至るような暴言が発生する可能性は低く、防ぐこともできる。なぜ制限を行い、それについての公平な手続きが行われず、児相の都合にのみ面会を行わないのか。

■虐待されてたのになかったと子どもが言う可能性があると言われたが職員立ち会いのもと面会は出来たはず。虐待と言われてない保護者、親族とは面会させるべき。面会してないのに全て可能性や憶測で決めてしまうので辞めてほしい。

■早く子供を返して欲しいです。

■面会できない誰にでも理解できる説明がない。

■一時保護中は原則として面会禁止、施設入所に同意すれば制限付きで面会出来るような運用をしていた。一時保護中に原則として自由に面会出来るようにすべきだったのではないか、面会を同意を取付けるために使うのはいかなものだったのかとと思っている。

■私達が心身共に疲弊してしまい、子供も私達も中途半端に一時的に会っても逆に辛いだろうと、5ヶ月の間一度も面会しませんでした。ですが、後から聞いた所、施設内で他子供からの激しい虐めや職員からの横暴、施設内の生活も家とは様々に異なり強要されるので苦痛であった事、安心安全の全く無い生活、これらの酷い事を早く、私達に面会した時に色々話したかったです。

■いきなり拐われ、姿形も見えず声も聞けないまま「元気にしています」とだけ伝えられても本当は死んでいるんじゃないかとまで思い詰めました。誘拐犯でも「安心しろ、子どもは無事だ」位の嘘は平気で言います。保護者来所時にwebカメラ等で子の安否確認位させて欲しいと思いました

■ほんとに命に関わる子供たちを救わず、何の不自由もなく生活していた我が家の子供を保護して、子供に大きなトラウマを残し、ほんと許すことはできない。実生活もしらない奴らが、責任とるわけでもないし、言葉ならべてふざけるんじゃないと思う。

■児相側の都合で決まるのはどうかと思う

■逮捕、勾留、死刑囚でさえ外部の弁護士と接見できる権利を国民は持つ。それを行政手続法に基づく要件を満たす法的根拠なく面会制限を課すのは明らかに違法で、大阪地裁、高裁の判例が明らかにしている。

「会うことで傷つく」という説明は法的根拠を満たさず、逆に「会わせないことで深刻なダメージを与える」結果を無視している。児童相談所職員による加害行為になり、子どもを守るべき職員が子どもに恨まれる様な事を日常的にさせられている事は、千葉県児相職員の異常な精神疾患罹患率と無関係とは言えない。

また、これら事実を正しく伝えない大手マスコミも問題であり、ジャニーズ問題を長年無視していたのと同じ構図である。報道しないので多くの国民が知らず、法改正の声も上がらないため、議員も優先度を上げる事も無い。民主

義国家である以上、多くの国民が関心の無い問題は放置される。情報の発信力を上げる以外に打開策は無い。

■子供も、親も面会を希望して、虐待の疑いがない場合、面会はさせてもらいたい。児童相談所は、若い職員さんが多く、親(特に母親)の子供を心配する気持ちがわかっているのか、疑問に思いました。

■報復的に会わせない、法で決められたものを簡単に覆せる状態が問題。立法府ですらここまでの権限が表立ってあるとは言えない。報復的のため子に対しての利益を考えての行動は決してとらない。期限も所長の気分であるため、問題となる事柄を親に伝え改善を測ろうとする行動も一切とらない。親と会いたくない子はともかく会いたいと思っている子にとっては地獄である

■弁護士介入することで親子面会スムーズに執り行われるものなのか

■話す内容までも指示された。従わないと合わせてもらえない状況で、従うしかなかった。担当者やタイミングによって変わる様な感じで、不安や憤りしかなかった。

■調査が終われば返すと言われ、もう少しで終わる時だったので、公的保護に同意したが、7か月間施設に空きが無いと一次保護を引き延ばされ、面会も一度もさせてもらえなかった。とにかく会わせて欲しいと嘆願書を3度出し、10か月半経った時、30分だけ担当者立ち合い、監視状態で面会が実現したが、保護されてから11か月で施設入所、まもなく2か月になるが交流スタートがようやく30分の面会が決まった。会わせない理由が施設が決まっていない時は児相嘱託医による一方的な虐待前提のPTSDを理由とされ、施設が決まった途端、PTSDは疑いで会わせても良いと判断した、と急に対応が変わった。保護理由も、PTSDから一番始めに保護された時の証拠が無いので虐待の疑いが否定できないという曖昧なものに変わった。

■辛いです

■いつどうやったら面会出来るのか分からないから不安になる

■一時保護中は保護している場所も教えられない、面会も月一回で児相でしかさせないと言われ、措置入所に同意すれば週一回一時間の面会をさせてやると、半ば強制的に措置入所を進められた。

■行政手続法をしっかりと理解して違法行為を無くし行政としての活動をして欲しい、出来ないなら国連勧告に従い閉鎖し代用なる組織すら作らないで欲しい

■通常の一時保護であれば、所詮2か月でほとぼりが冷めて家庭再統合をしてくるので、結局「一過性」で済まされがちです。かえって子どものほうが、社会生活を奪われた拳句閉じ込められて、やつれて釈放されました。そういう意味で、政治家たちが法律を無視して行っている「児相にたてつくな、長いものに巻かれて言いなりになれ」という法治国家にあるまじき作戦が「有効」なのかもしれませんが、この国はどこを見ても「当たり前のことを言ってくれる人がいないのか？」と絶望します。

■家族バラバラに面会しましたが 対応が180度違いました！

子供たちが職員らに怯えて

ほんとうに家族に伝えたいことを

伝えられなかったと。

このように家族に言いなさい。

言わないと。。。と

脅されていたことも発覚！

■児相は虐待の事実があるか不明なのに(虐待はありません)私達を罪人扱いし、子供が体調不良でも一切会わせて頂けませんでした。これが国のやることですか？

■面会が認められないのは、児相所長の権限によるもの。児童虐待防止法や児童福祉法、児童相談所運営指針は無能な所長及び職員の盾になっている。特に千葉県の児相は悪でしかない。何故住んでいる市町村によって、基本的人権を奪われるのか？県の行政運営によって法の下での平等が成り立たなくなっている。拉致国家日本。子供を拉致する事は、人類歴史上極めて悪質な行為である。失われた時間は戻ってはこない。児相は解体すべきである。

■今年9月に一時保護が解除されました。立川児相での一時保護中、面会や病院、検診への付き添いを希望したが「それはできません」と言われた。理由は言われなかった。また子供がどこの乳児院にいるのかも尋ねたが「それは教えられません」の一点張りだった。

保護された当初子供の病状や状態を知りたく、せめてもと思い、毎日電話をかけたが「毎日エピソードがあるわけではないので、毎日様子を教えられない」と言われた。そこから様子を聞かされるのは週に1回程度だった。

虐待の有無を調査する期間において、親子を無理やり離して生活をさせているのならば せめて面会は自由にさせて欲しい。職員が見張る、監視カメラで見るなどして加害を加えることができない環境を作れば良い。

こちらは虐待や加害など一切していないのに、不当な親子分離は親と子にとって不利益でしかない。立派な人権侵害であると強く感じた。

また病院への付き添いを断る理由もないと感じた。職員の都合だと思った。

病院へは保護者として子供の症状について聞きたいことがたくさんある。それ

について医師からの説明があり、またそれについてさらなる質問も保護者としては湧いてくるが、児相職員が連れて行った場合、医師の話をただただ聞いて帰ってくるだけ、質問等もしないので子供の深刻な病状についてリアルタイムで詳しく知ることができない状態にされたことは大変遺憾であった。

■うちの面会通信制限は、口頭にはじまり措置も打たれて3年4ヵ月間一切遮断でした

■3人のうち1番下の子は0歳でした。面会出来る様になったのは半年後。親の顔を覚えていないので、私達夫婦を見て泣いながら警戒していました。あれは一生深く傷として刻まれました。

■なぜ関係ない家族まで拒否するのか十分な回答なし

■28条審判のため一時保護(施設措置)は1年以上続き、2年間、子どもは、心理治療院の精神病棟(閉鎖病棟)に閉じ込められて、向精神病薬(エビリファイ、リスパダール)投与で、廃人状態です。2年以上、学校教育もなく、中学生ですが、学力は小学生以下です。虐待の事実はなく、児相の捏造です。

■子どもが死にたいと泣き叫ぶくらい(母に会いたくて)の精神状態の場合は(児相からの書類に記載)、帰す判断はしなくとも面会はさせるべきだったと思います。

■もう一方の親権者の勝手な言動により(現在は離婚済)、一時保護中は一切面会出来ず、施設に行ってから子ども達に会えた。

■法的根拠もない、行政指導だけの面会をさせないのはやめて欲しい

■私は1月16日の一時保護から今まで一度も面会はできておらず、その理由としては小平児童相談所が面会の必要性を感じてないため。と、親権者ではないため。のみです。

■どんな様子かわからなく死んでしまおうかと思うくらい辛かったので、リモートや動画は見たいと思いました。

■面会できるようにしてくれるか、ビデオ通話できるようにしてほしい

■面会の申し出を何度も行っております。子供も母親に会いたいと家に帰りたいと担当職員の方に自ら言っているにも関わらず、子供の主張は通らず、担当職員の判断で面会の必要性を感じておりませんと言われました。

■私は行政指導なのに面会禁止を強制されるのは違法ではないかと思ったので、その根拠となる法律や条約などをまとめた資料を作って児童相談所職員に提出した事があります。何かお役に立てればと思うので送付させていただきます。

■人によって対応が変わる、同じ人でも言ったことを覚えてないなど対応が悪い人にあたると面会すらまともに出来ないのど誰が対応しても同じルールのもと面会をしてほしい。ちゃんとした理由がないなか何ヶ月も会えないなんて子供の事を考えてない。なんのための保護なのか、その先を考えて行動してもらわないと最終的に保護解除になっても子供の心に傷が残ったままになってしまう。

■一時保護だと言うのに、一切面会させず、完全に親から離す事により、家庭再構築に向けて非協力的な行いはとても罪深いと感じました。虐待、ネグレクト、その判断の曖昧さも担当の方や児童相談所への返答では理解し難いものがおおく、本当にその必要性のある家庭に目が向けられてないのでは？と感じる点がおおく、児童相談所の不信感は募るばかりです。

■一年以上の面会制限。まだ続いています。何も前に進みません。遮断理由も、過干渉という曖昧(試験前に勉強しろ、持病の薬飲んでください)それで、子供に1年以上会わせないという、考えられない理由です。殆どの母親が

該当します。反抗期の年頃の子供の暴れっぷりを、親として普通の注意が、なぜここまで制限されないとならないのか。また、持病があることを散々伝えても病院の付き添いもダメ。学校も行けなくなりました。この、びっくりする実態を世の中にもっと知れ渡らないとならないと思います。

■保護中の面会制限は、説明はあったが納得できるものではない。虐待がないとされている中での面会制限は「子どもが言っている」という職員の歪んだ判断でなされていた。

■担当次第です。意地悪な人間性の単葉だと地獄です。だらだらと時間延ばされ気分が嫌がらせされる。対立したらその時点で負けだということ。何倍も仕返ししてきます。

■親子の面会は、人道上必ず実施すべき

■長女は、児童相談所の目を盗んで私に会いたいと連絡してきました。私はこっそりと会うのではなく児童相談所に面会を認めてもらって会おうと伝えました。そして私と長女双方から児童相談所に交流を求めましたが、児童相談所は耳を貸しませんでした。交流の話が進まないことで悩む長女から「こんな生活が続くなら死んでしまいたい」とDMが届きホームでオーバードーズをしたともDMで連絡を受けました。私は長女がこんなに思いつめているのだから、せめて手紙の交流だけでも許して欲しいと児童相談所にDMのコピーを持って伝えましたが児童相談所はこれは「試し行為だ」「実際はオーバードーズはしていないと思うと笑われました。」丁度その頃広島の児童相談所で母親と交流できないことに悩んだ児童が自死した事件の報道がありました。第三者委員会の調査の結果、自死の原因は交流を認めなかったこととされていました。そのコピーも持っていきましたが、相手にされませんでした。その後長女の状態は、どんどん悪くなり入退院を繰り返し病院で18時30分から翌朝8時30

分までの身体拘束を受けながらの受験に耐えられず長女は私の所に逃げてきました。私たち親は長女の進学や生活に対する費用を支援したいと児童相談所に伝え続けてきましたが、長女は、児童相談所から、お金を出してもらえないかわからないと言われ、受験するならバイトするか借金をするしかないと言われたようで受験費用を30万円程借金していました。児童相談所のプランは大学に進学しバイトをして自立だったようです。体調がすぐれなければ生活保護を受ければ良いと言われていたようです。そして今、生活保護を受けるため、嘘の申請を出し生活保護を受けています。そして、今はハートマークと身障者手帳を所持しながら一人暮らしをしています。明らかに保護されてから親との交流を遮断されてから長女の体調は、どんどん悪くなっていきます。

次女は、保護されてから一切交流がありません。私だけでなく、次女の小学生の頃からの友達との交流もできていません。保護当初は次女から友達と交流したいと強く望んでいたのに、現在手紙を出し続けてくれている友達に次女からの返事がないのは、小学生の友だちと交流が薄くなるのは一般的なことだと児童相談所に言われました。

長女も次女も、今までの社会や友達を児童相談所に奪われました。

自分で書いていても信じられない話を書いていると思いますが事実です。

児童相談所は、子どものために機能していません。

■一時保護中に面会するのは本当に厳しいと痛感しました。何を言っても帰せる状況にならない限り面会に進むことがない。一時保護された私の子どもは帰りたいと言っても今は帰れないんだよと言われたみたいです。保護所から抜け出してまで帰りたいのに面会すらさせてもらえない状況はどうにかならぬものか。今は半年の一時保護から解除され数ヶ月経ちますが児童相談所との関係は切ることができません。

■一時保護中どころか施設入所してからも2年一度も会わせてもらえていません。

■施設入所に同意しないと面会できない

■同じ都の児童相談所

■子供を人質に取られてる状態なのであまり意見を出来ないのは問題あると思います。第三者が必要。

■毎日「帰りたい」と訴えていた子供の話も聞いてくれなかった。親の話もまともに聞かず、調査もしなかった中での面会。完全に手抜きです。

■一時保護開始後所定の日数以内に面会を行うことを義務付けることを法制化することが必要。そのような対策をとらないと、児相による子どもへの洗脳行為が進んでしまう。

■子供が会うことを不安がっていたことも関係していると思うが、会議に面会を提案するまでの期間が長すぎた

■面会については、最低限保証しながら、様子を見たとはいえず、大きな問題があった場合にのみ面会制限を設けるべき。

また、一時保護延長の場合は、支援方針等を立ててから延長することが好ましい。(施設入所は絶対に必要)

一時保護延長理由としては、「調査に時間が必要」あるいは「施設の空きが無い」等を理由にする場合が多いが、たんなる親からの聞き取りと、子どもを精神科医に見せる等の程度であり、親子関係を見る調査を行わないことも問題である。

つまり、親子関係の問題は、医師の診断、あるいは子どもが会いたがらないから、という理由のみにしており、実際の関わりを見ないで判断することは、

言わずもがな誤った判断の原因であり、正確な判断が求められる親子分離の判断としては不適切であると感じる。

クローズドの環境においては、司法も児相の根拠のみが証拠となってしまうため、推定有罪を促進してしまう原因になっている。一時保護の段階で必要なのは、確かに長鎖も必要であるが、最低数回の交流と、援助方針(保護＝援助という定義を含めない)を決める期間であるべきである。

■一時保護中の子の様子が分からず、とても不安な日々でした。保護中、子の様子を職員から口頭で伝えられるも矛盾があり(保護前から常服している常服薬について「粉薬ちゃんと飲めますよ」など...*当時子は粉薬は処方されておらず、粉薬を飲むことも出来ませんでした)それを尋ねると軽い口調で「○○くん間違えたわ、ちゃんとやっていますから！」と何かの書類を見ることなく怒鳴るように言われました。そういったことが度重なり不信感を持ちたくないのに、担当地域の児相は信用出来なくなりました。心配でとてもつらい人生の期間で、今も親子ともに当時の児相の関与は心の傷とトラウマになっています。

■長女が生後1ヶ月、心室中隔欠損で入院中、松戸市立総合医療センターからの転院時に医療ネグレクトで連れて行かれました。こういう状態で、面会は断られました。こちらの話も聞かずに連れて行かれているにも関わらずに断られるのは、刑法の拉致監禁罪にあたるのではないのでしょうか。

■遅すぎるので、厚労省指針通りにしてほしい

■親との交流は大事なので、面会はさせるべきです。

■子供が会いたく無いと言ったなら話は別ですが、双方に会いたいと言ってる又はまだ話せない赤ちゃんや児童ならば、親の意見を1番に叶えるべきだと思います。状況によりますが、親子の面会に他人が介入して制限をかける

事自体お互いを傷つけ、絶望的な気持ちにさせています。制限かけることが最善なんてありえません。

■一時保護保護中に児童が親と今は会いたくないという意見を児童相談所の職員から聞いて、それが本当の児童の考えなのか疑問が残ります。

■少なくとも、行政指導で面会制限処分を採ることが違法であることは、大阪高裁で確定している。今後は児童虐待法12条に基づく面会制限処分の手続きが採られるだろうが、徹底的に争い、司法による規範を形成すべきである。

■不思議な事に面会出来ない理由が毎回変わる。

■親との関係に問題があるからと言って、親以外との面会や連絡を断つことはどうかと思います。3歳未満の子ども・未就学児・小学生・中高生では、それぞれ子どもの世界が全く違います。

親以外、友だち・恋人・先生との関係まで断つことの意味がまったく理解できません。

単純に職員の数が足りず知識が浅く、自分達の行為がどういう影響を与えるのか...そのことの重要性に気づくことができる人間がいないのだと思います。

目の前の事例に対してマニュアル通りに業務を行うのにいっぱいいっぱい、その先にあるもの・その裏にあるものに対する想像力が欠落してるのでしょうか。知識・経験のない人間が行えるような業務は、児相には存在しない事を周知させる必要があると思います。人数合わせでかき集められた悪意のない無知な大人によって、子ども達が傷つけられているように感じます。

個人的に思うことは、1日でも早く、こちらの通常の世界に子ども達を引き戻す事が子ども達の幸せだと思います。

■すぐ返してもらえんと思って弁護士さんに、すぐ連絡した

■弁護士や市議が介入しても、面談や面会拒否されました。逃げ回っていました。裁判に勝手に家裁に出されました。何もしてないんです。

■・子どもの命が危険です。面会の度、数多くの怪我があります。ない日はありません。・職員が遅刻、キャンセル、ドタキャンが多すぎます。・職員で子どもを囲い込み職員と子どもの面会を見に行っていたり、職員が終始子どもを抱きかかえ絶対に子どもを離さないなど。・面会の待合室で、廊下で保護された子どもと職員と思われる人の2人の会話で「家に帰りたい」「言っとくよ」と言う会話が響きました。子どもは兎相で虐待をされているし、子どもの意思是丸め込まれ子どもを「保護」ではなく「監禁」が現実です。面会や一時解除などを取り決める第三者機関が必要であります。

■法制度、ガイドラインからみた面会通信制限への問題点(回答者より)
行政指導により面会禁止を強制する事は、法律、子どもの権利条約、国の虐待ガイドラインに違反しているのではないか
面会制限については保護者の任意の協力の元に行う『行政指導』と、『児童虐待防止法12条に基づく行政処分』の2種類ある。行政処分を行う場合は弁明の機会を付与する、制限を行う理由などの書面を交付する、児童相談所長から都道府県知事への通知といった手続きを行わなければならない。

→私達に行われている面会制限は『行政指導』のはずであり、これは任意の同意のもと行われるべきであり強制力はありません。私達夫婦は一時保護後に行われた全ての面談で面会希望を申し出ており、全面的に面会禁止される事には同意しておりません。

行政手続法 第四章 行政指導

(行政指導の一般原則) 第三十二条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(申請に関連する行政指導) 第三十三条 申請の取下げ又は内容の変更を求め行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

国連 子どもの権利条約 第9条3項 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。

平成30年7月6日厚生労働省子ども家庭局長 一時保護ガイドラインについて <https://www.mhlw.go.jp/content/000477825.pdf>

II 一時保護の目的と性格 3 子どもの権利擁護 (2) 外出、通信、面会、行動等に関する制限 閉鎖的環境、開放的環境いずれにおける保護であっても、子どもの安全確保と権利制限については、常に子どもの利益に配慮してバランスを保ちつつ判断を行う。ただし、一人の子どものために、必要のない子どもまで権利が制限されることのないよう、個々に判断することが原則で

ある。外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とする。

外出、通信、面会等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明するとともに、記録に留める。子どもがその制限に不満や不服を言う場合にも、なぜ必要なかを時間をかけて納得が得られるようにする努力が求められる。なお、行動自由の制限と保護者との面会交流制限については、判定会議等において慎重に検討した上で、児童相談所長が決定を行い、記録に留めておく。

→「家庭復帰が決まるまで面会は出来ません」といった説明しか受けていません。私達親子の面会制限は慎重に検討されたというより、柏児童相談所の慣例的なルールで最初から決められていたように感じています。

厚生労働省 子ども虐待対応の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/05.html>

第5章一時保護 9 保護者が一時保護中に面会を希望する場合の対応について

(2)面会に対する基本的な考え方 一時保護の目的として[1]緊急保護、[2]行動観察、[3]短期入所指導などがあるが、いずれの場合でも子どもの生活の場所を保護者の家庭から分離することが基本的な要請であり、それ以上に親子の接触をどの程度制限するかは、各々の目的によって異なる。本来、親子はともに生活する権利があり、やむを得ず分離される場合でも親子の交流は保障されなければならない。

一時保護制度は、行政機関だけの権限で実施できる強大な制度であるだけに、具体的な運用においては、子どもにとっても保護者にとっても過剰な制限

にならないように、十分配慮すべきである。犯罪被疑者を拘束するための勾留制度においても、第三者との面会を禁止するには裁判所の別個の許可が必要であることも留意すべきであろう。

千葉県子ども虐待対応マニュアル

第4章 児童相談所の機能 II 面会通信の制限・接近禁止命令 1. 面会・通信の制限等 行政処分としての面会・通信制限を行うときは、行政手続法の規定により、弁明の機会を付与することが必要とされている。また、根拠条項、処分の要件に該当する原因となる事実等の処分の理由を書面(様式32書式編 P55)で、保護者に通知する。また、法律上、児童相談所長、施設長のいずれも面会・通信の制限を行えるが、制限の必要がある場合には、児童相談所長が行うことが適当である。面会・通信制限については、その必要性がないと認める場合は、速やかに解除することとし、少なくとも概ね6か月ごとに制限の必要性について検討し、処分の解除については書面(様式33書式編 P56)で保護者に通知する。児童相談所長は面会・通信制限をしたとき及び解除したとき、施設長から行政処分としての面会・通信制限をしたとき及び解除した通知を受けたときは、知事に通知する。

はじめて一時保護所に着任する 職員のためのハンドブック 厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための基礎的な調査研究

https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021_13364_2.pdf

一時保護ガイドラインに沿った実践のために

III. 子どもの権利擁護 外出、通信、面会、行動等に関する制限 外出、通信、面会等の制限を行う場合にすべきこと 行動自由の制限と保護者との面会交流制限の実施については、判定会議等において慎重に検討し、記録に留めた上で、児童相談所長の決定のもと行うこと。

児童虐待の防止等に関する法律

※行政処分による面会制限を行う場合の法律 第十二条（面会等の制限等）
児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等

の措置」という。が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定

する施設の長は、内閣府令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。一 当該児童との面会 二 当該児童との通信

→私達のケースでは虐待は確認されておらず疑いに留まっているのではないですか。この法律は児童虐待を行った疑いにとどまる保護者は要件を満たさないで面会を制限できないのではないですか。

本アンケートでご回答いただいた内容は、
児童相談所のあり方を考える地方議員のが今後も実...閲覧する可能性があることをご了承ください。
75件の回答

